

## 山口市芸術家育成支援事業審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市芸術家育成支援事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき設置する山口市芸術家育成支援事業審査委員会（以下「審査会」という。）の円滑な運営のため、必要な事項を定めるものとする。

### (審査会)

第2条 審査会は、次に掲げる賞の選考を行い、当該審査結果について、市長に報告するものとする。

(1) やまぐち新進アーティスト大賞

(2) やまぐちACS賞 (The Artist of Citizens Selection)

2 前項の各号に規定する賞の審査を実施するため、審査会の中に、やまぐち新進アーティスト大賞審査委員会（以下「大賞審査会」という。）及びやまぐちACS賞審査委員会（以下「ACS賞審査会」という。）を置く。

### (組織)

第3条 大賞審査会の審査委員（以下「審査員」という。）は、概ね5名以内とし、次の要件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

(1) 芸術分野の専門家もしくは識見者

(2) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

2 ACS賞審査会の審査員は概ね15名以内とし、市民の中から市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 審査員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。

### (構成)

第5条 大賞審査会及びACS賞審査会（以下「各審査会」という。）に委員長を置き、各審査会の審査員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、各審査会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する審査員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 各審査会は、市長が招集する。

2 各審査会は、審査員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第7条 審査会の庶務は、交流創造部文化交流課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年1月20日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。